

日本共産党横浜中央地区委員会1014支部御中

## 貴支部からの質問状にたいする回答

日本共産党神奈川県委員会

はじめに

日立神奈川争議団からの横浜北東地区委員会にたいする印刷機使用要請にかかわる問題については、2002年1月8日付県委員会文書（「日立神奈川争議をめぐって起こっている党規律にかかわる異常な事態についての県委員会の見解」）で明記したように、斉藤同志の質問に誠実に答えるための横浜北東地区と県委員会の対応にたいする1014支部と斉藤同志のとった態度が党の団結を重視する立場とは相容れないものと判断し、県委員会と横浜北東地区委員会の協議にもとづき、直接回答する意思はないという立場を確認し、横浜中央地区委員会をつうじてその意思をお伝えしました。

したがって、2002年4月6日付の質問状についても回答する意思はありませんでしたが、8月28日付で再度の質問書が届き、この問題をめぐる基本的問題点が理解されていないと思われるので、本質問題にしぼって解明し、回答とする事にしました。

### 1. 斉藤同志の2001年4月15日付の横浜北東地区委員会宛文書「居住地（協力）活動の一部解約について」にかかわる指摘について

質問書によると、「・・・3月30日におこなわれた県委員会主催の電力関係党員会議で、横浜北東地区委員会がその責任で日立神奈川争議団の印刷を断った事を知ったことから、その理由を当該地区委員会に質問し、回答が無ければ一定期間を経たうえで、日刊紙配達などの約束を解く、と表明したものです。この事実経過から明らかなように、日立神奈川争議団から何の話も聞く必要は無いし、日立神奈川争議団から話を聞いて斉藤支部員がそれを代弁して地区委員会に質問する必要も全くありません」と述べ、「日立神奈川争議団からの一方的な話だけを聞いて」という指摘に根拠がなく、したがって「文書3」（県委員会文書）は事実無根あるいは事実を歪めた内容・・・としています。

しかし、この主張には、根拠がありません。斉藤同志は、電力関係党員会議で、この件についてはじめて知ったことであり、直接日立神奈川争議団から直接聞いたことではないので、『日立神奈川争議団からの一方的話だけを聞いて』という指摘は事実無根と主張していますが、もともとこの件の経過については、当事者である横浜北東地区委員会と日立神奈川争議団との間の問題であり、当事者以外には、真実は分からない問題です。100歩ゆずって斉藤同志が直接聞いていなかったとしても、電力関係党員会議でこの問題についての発言の口火をきった我妻同志をはじめ、関連してこの件について発言した同志のなかで横浜北東地区委員会の見解を聞いた同志は1人もいないわけですから、誰が日立神奈川争議団関係者から最初に聞

いたのかはともかく、一方の当時者である横浜北東地区委員会の見解をいっさい聞かずに、一方的に北東地区委員会を非難する態度は公正ではありません。

斎藤同志の質問書に関して言えば、「回答がなければ一定期間を経たうえで、日刊紙配達などの約束を解く」と条件つきで居住地活動の一部解約を通告したものであり、一方の話だけを聞いて判断しているものではないと強弁していますが、どんな条件を付け加えてみても、はじめから居住地活動についての『一部解約』を示したうえで質問すること自体、横浜北東地区委員会の見解を聞く前に、横浜北東地区委員会のとった措置を非難する立場にたつ予断に満ちた態度であり、そのことを「党の団結を重視する立場とは相容れない態度」と指摘したのです。

## 2.6月8日に開催するはずだった会議に関して

この会議開催にいたる経過は、1月8日付県委員会文書で述べたとおりですが、もともと斎藤同志の質問に答えるために、北東地区の小澤副委員長が斎藤同志宅を訪問する約束をしていたところ、斎藤同志から支部として話を聞きたいとの申し入れがあったため、小澤同志は、異なる地区委員会所属の支部との話をするためには、組織原則上、1014支部の所属する横浜中央地区の責任ある同志と県委員会の了解のもとで行う必要があると判断して、県委員会と相談のうえ、横浜中央地区の高山地区委員長の了解をうけて、当日県委員会会議室で県委員会の関副委員長と高山地区委員長の参加のもとで開くことにしたのです。

ところが、会議を開会しようとしたところ、1014支部から参加した3人の同志は、「どうしてここに関さんがいるのだ。関さんはこの会議に出席する必要はない」と関副委員長が退席しなければ会議は開けないということを強硬に主張しました。関、小澤、高山の三人が党の組織原則にてらして当然の措置であることを繰り返し説明してもその態度を変えようとしなかったため、関副委員長がこのままでは会議は成り立たないと判断して、「きょうの会議はとりやめにしよう」と提起したのです。

この経過はせっかく忙しい日程をさいて会議に臨んだ機関の努力を無視して、1014支部の3人の同志がボイコットした以外のなにものでもありません。質問書では、「この会議を白紙にしよう」と言い出したのは関氏で出席者の合意で「白紙」にしたとあたかもこの会議が開けなくなった責任が関副委員長にあるかのようには描き出していますが、これこそ事実を歪めた主張といわなければなりません。

## 3.横浜北東地区委員会・小澤利夫名による斎藤同志宛の回答文書について

6月8日の会議が開けなくなった状況のもとでも、横浜北東地区委員会は、1014支部と斎藤同志にこの問題の経過と地区委員会がなぜ印刷機の使用を断ったのかを理解してもらうために、6月23日付で、「日本共産党横浜北東地区委員会・小澤

和夫」名による「日立争議川との経過について」という質問に対する回答文を横浜中央地区委員会経由で送りました。

ところが、この文書をうけとった斎藤同志は、内容を読めば、斎藤同志の質問に対する回答であることは一目瞭然であるにもかかわらず、7月15日付「日本共産党横浜北東地区委員会・小澤和夫氏からの文書に関して」の文書で、私は地区委員会に回答を求めたのであって、個人見解をお聞きしたわけではありません」などと述べて、私文書かどうか回答をもとめてきました。

この態度は、党员同士、党员と機関の信頼関係と団結を大切にする立場にたっているとは到底思えない非礼な態度といわなければなりません。もともと最初の質問書にたいして、地区委員会を代表して、印刷機問題の直接の当事者でもあり、同じ区内に居住して面識もある小澤副委員長が斎藤同志宅を訪問して説明することにしてきた経過があります。その小澤同志からの斎藤同志宛の文書、しかも、「日本共産党横浜北東地区委員会・小澤和夫」と地区委員会を代表しての文書であることが自明の文書にたいして、個人見解をもとめていないので、回答とはみなさないという扱いは、難癖をつけているとしかいいようのないものです。しかも、この文書の最初の部分では、前述したように6月8日に設定した会議を自らボイコットしたにもかかわらず、「3カ月を経た今日に至るまでこれに関する回答、あるいは適切な会議などがひらかれていません」などと自らの責任を棚上げにして、横浜北東地区委員会を非難しています。

この時期は、7月29日投票の参院選にとりくんでいるもっとも多忙な時期でした。その忙しい時期に、横浜北東地区委員会が斎藤同志の質問にたいして誠実に回答したにもかかわらず、このようなこじつけで難癖をつけるような態度は、党の団結を重んじる態度とは相容れないものといわなければなりません。以上の判断にもとづき、横浜北東地区委員会は、県委員会、横浜中央地区委員会と協議のうえで、もうこれ以上印刷機問題に関する斎藤同志または1014支部からの質問にたいしては、対応するつもりはないということを横浜中央地区委員会をつうじて伝える措置をとったのです。

以上、2001年4月15日付斎藤同志の質問書をめぐっておこっている問題の中心をなす点についての県委員会の見解をあきらかにしました。

斎藤同志の質問書をめぐって起こっている今回の問題は、本来、斎藤同志と1014支部が、党の団結と信頼の立場にたつて節度をもった対応をするならば、今回のような複雑な状況が生まれる余地のない問題です。

県委員会は、斎藤同志と1014支部が一日も早く党的な団結と信頼の立場にたつかえって、今回の問題を正しくとらえる立場にたつことをこころから期待するものです。